

平成22年11月30日

お客さまへのお知らせ

共済契約者 各位

梨北農業協同組合

高温障害等による米品質低下に対する 長期共済契約掛金払込猶予期間の延長について

平素はJA各事業につきまして、格別のご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊組合では、今夏の高温障害等による米品質低下の影響を受け、ご契約いただいております長期共済契約の掛金について所定の期日までの払込みが困難な稲作農家の共済契約者様につきましては、下記のとおり共済掛金払込猶予期間を延長いたしますので、延長を希望される方は組合にお申し込みください。

記

1. 共済掛金払込猶予期間の延長の対象となる契約等

(1) 対象となる共済種類（長期共済）

建物更生共済契約（セットされた賠償責任共済契約を含む。）、生命総合共済契約（セットされた傷害共済契約を含む。）、養老生命共済契約、終身共済契約、こども共済契約、年金共済契約。

(2) 対象となる共済掛金

今夏の高温障害等による米品質低下（米等級低下等）の影響(※1)を受けられた共済契約者様の年払契約および月払契約で、年払契約は平成22年9月8日から平成23年2月27日までに年応当日を迎える契約の掛金、月払契約は全契約の掛金（平成22年10月から平成23年2月までの掛金）を対象とします。

(※1) 影響および対象となる共済掛金の範囲など、詳細につきましては組合窓口にお問い合わせください。

2. 共済掛金払込猶予期間の延長後の払込猶予期間満了日

平成23年4月28日（木）

※ 年払契約、月払契約ともに同じ日となります。

3. 共済掛金払込猶予期間の延長のお申込期限

共済掛金払込猶予期間の延長を希望される方は、「長期共済契約掛金払込猶予期間延長申込書」を平成23年1月14日（金）までに組合にご提出ください。

以 上